

# 市税を一時に納付できない方のために

## 猶予制度 があります

### 徴収猶予

以下に該当する場合は、申請により1年以内の期間に限り、分割等での納付が可能になります

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり、又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、又は休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤ 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

※ 「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます

※ ⑤の場合はやむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった市税の納期限までに申請する必要があります

※ 申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、原則として徴収猶予は認められません

### 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合などに、その市税の納期限から6か月以内に申請することで、1年以内の期間に限り換価の猶予が認められます

※ 申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、原則として換価の猶予は認められません

### 猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます
- ・ 財産の差押や換価（売却）が猶予されます

猶予を受けるための手続きについては裏面へ

市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに刈谷市役所納税課にご相談ください

市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合は、財産の差押などの滞納処分を受ける場合があります

問合せ先：刈谷市役所 納税課 ☎0566-62-1007

## 猶予の申請

次の書類を申請の期限までに、刈谷市役所納税課へ直接又は郵送で提出してください

### ◆ 提出する書類

- ①「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」
- ②「収支明細書」
- ③「財産目録」
- ④災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）  
※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書、給与明細書など
- ⑤「担保提供書」

※担保については下の「担保の提供」をご確認ください

その他、必要に応じて追加での書類の提出をお願いする場合があります

### ◆ 申請の期限

徴収猶予：表面①から④に該当する場合は、申請の期限はありませんが、該当事由による影響が認められる期間内に申請してください  
表面⑤に該当する場合は、納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください

換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6ヶ月以内

### ◆ 担保の提供

原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります

※担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります

- ・国債や市長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・土地、建物
- ・市長が確実と認める保証人の保証

なお、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合
- ・上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

## 猶予申請の結果の通知

申請書類の内容を審査した後、納税課から猶予の許可又は不許可の通知が郵送されます

猶予が許可された場合は、送付された「猶予承認通知書」に記載の分割納付計画のとおり納付します

## 猶予の期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて最も早く市税を完納することができる期間に限られます

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）

## 猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消されることがあります

- ・「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合 など